

# 昭和48年度 松代町の予算

(単位：千円)

会計名	本年度額	前年度額	比較	比率
一般会計	770,000	620,000	150,000	24.2%
国保事業計	200,165	174,698	25,467	14.5
直診事業計	21,780	19,864	1,916	9.6
簡易水道事業計	61,229	4,027	57,202	1.420.4
農業共済事業計	27,428	21,163	6,265	29.6
合計	1,080,602	839,752	240,850	28.6

## 新年度予算 10億円をこえる

### 町議会に上程中

三月七日から十日まで会期四日間にあたり、昭和四十八年町議会定例会(第一回)が招集され、昭和四十八年度一般会計歳入歳出予算ほか三十四件の議案を上程審議が進められています。

新年度予算編成の基本方針は、社会情勢の発展並びにこの地域に

おける鉄道北越北線の建設、国道二五三号線の整備等に対応しながら予算の重点を農林業を含む道路整備とし、反面住民の生活に直接の関係をもつ教育・産業・民生等の行政内容の充実強化をはかりつつ財政の健全性を堅持して編成いたしました。

一般会計の総額は七億七千万円で前年度予算に比し一億五千万円(二四・二%)の増加となりますが、昨年焼失した奴奈川中学校の再建費四、〇七一万四千円前年度当初予算に計上しなかった上越広域消防事務組合負担金一、五七五万円の特別予算を除けば九、三三三万六千円(一五%)の増となります。(参考・四十六年度↓四十七年度一三・八%増)

また、特別会計の簡易水道会計では水道施設拡張計画に基く初年度工事費五、五二二万円を計画し、国保事業会計において



昭和48年3月10日発行  
 第161号  
 東頸城郡松代町公民館  
 館長 関谷昭平  
 電話 松代 301番  
 印刷 松代印刷所

は受診率の増昇並びに老人医療の無料化等に伴う保険給付費の増加を見込み、直診事業並びに農業共済事業会計については、概ね前年度予算に準じて編成しました。

特別会計予算の合計は三億一、〇六〇万二千円となり前年度に比して九、〇八五万円(四一・三%)の増加となります。

よって、総予算額は一〇億八、〇六〇万二千円となり、前年度に比して二億四、〇八五万円(二八・六%)の増額になります。

以上、新年度予算の規模について登載いたしました但那その内容については四月発行の広報でお知らせいたします。

### 昭和四十七年度 米生産調整まとめ

支払総額 六、〇〇七万五、七三三円

米の需給関係により、米の生産調整が実施されて三年を経過致しました。四十七年度米生産調整も別表の通りまとめりましたのでお知らせいたします。調整補助金については概算金が八月に、精算金が十二月にそれぞれ支払われましたが、この程この補助金のほかに配分量を上廻って実施された農家に、協力特別交付金として一戸当たり九円五十六銭の割合で六、七一二、三八〇円が、二月九日付で農協個人貯金口座に振込支払い完了いたしました。

尚、四十八年度の申告については四月中旬頃区長さんに依頼して受付ける予定です。

## 昭和47年度米生産調整実施状況

目 標	計画(申告書)		実 績		目標に対して	
	数量	面積	数量	面積	数量	面積
	kg	a	kg	a	kg	%
	646,000	16,231	696,737	18,285	695,639	107.7
					18,008	110.9

### 実績の内訳

	面積	金 額			摘 要
		基本額	加算額	協 力 計	
		円	円	円	
単純休耕	11,531				
養 魚 池	458		229,250		養魚池
普通転作	376		187,750		野菜 214a 大豆 44a たばこ 42a
永年転作	5,643		5,642,900		杉 5,119a 桐 483a
計	18,008	47,303,452	6,059,900	6,712,380	60,075,732
					実施戸数 1,173戸

## 選挙についての身近かな知識

けれども今の法律では、選挙人名簿にのっていないければ、選挙権があるからといって、それだけでは投票はできません。

◎ 一定の資格がないと選挙権が

選挙人名簿の登録と投票  
公職選挙法四十二条  
選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。但し、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に到る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならぬ。

◎ 「あなたは投票できませんネ」 投票所の受付で、もし、係の人からこのようにいわれたら、あなたは何かとおしやるでしょうか? 「ふざけちゃいけないよ、このとおり、れっきとした日本人だし、二十才以上だし、それに刑罰も受けていない。それなのに、なんで投票ができないのだ」とお怒りになるでしょう。

ないといふことは既にご存知です。ね。しかしたとえば、投票にきたときに一々その資格のあるなしを調べることは不可能です。又、判断に不公平な面が生ずるかも知れませんので、松代町の選挙管理委員会が選挙権のある者をあらかじめ調査しておく、投票にきた人とき合せをすればよいというように、投票が正しく早く行われるようにするために作られるのが選挙人名簿です。選挙人名簿は選挙人が一度登録されれば登録資格に異動のない限り永久に登録される永久選挙人名簿となっております。これは、脱漏や誤載や、二重登録などを防ぐことができますし、毎年名簿を作りかえる不合理もなくなり、その後の異動はカード式によって逐次正確に整理されることとなります。

◎ 選挙人名簿に登録されるためには、次の条件を要することとなります。

(1) 日本国民で年令満二十才以上であること。

(2) あなたが住んでいる松代町の住民基本台帳に記載されてから引き続き三ヶ月以上住所を有し

ていること。(他の市町村から住所を移した者は転入の届出をした日から引き続き三ヶ月以上住所を有していること。)

(3) 公職選挙法第十一条の欠格事項に該当していないこと。(法

第十一条とは、(1)禁治産者。(2)禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者。(3)禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者)

◎ 選挙人名簿への登録には、定時登録、選挙時登録等の制度があります。すべて市町村の選挙管理委員会が職権で行なうこととなっています。選挙人名簿の抄本は、選挙のときの一定期間を除いて平常いつでもご覧になれます。名簿からおおちている人があったり誤りがあるとお気付きになったときは松代町選挙管理委員会にお知らせください。選挙管理委員会がよく調査することになっておりますので、疑問な点は役場の選挙係までご連絡下さい。尚、後日各部落毎に選挙人名簿について、再確認をさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いします。

(松代町選挙管理委員会)

## 春の防犯

次のことにみんなで協力、町から犯罪をなくしましょう。

### ◆一般家庭の防犯

- ・鍵は確実にしめよう。
- ・夜外は明るく、中をくらくするよう工夫しよう。
- ・ルスにすると、隣りにひとこと頼もう。

・火のものは、やすむ前にも確認しよう。

### ◆少年非行防止

- ・こどもとの話し合いの時間をつくろう。
- ・こどものいい分も聞き、こどもと一緒に考えよう。

### ◆交通事故防止

- ・車間距離を充分とろう。
- ・飲酒運転はやめよう。
- ・スリップ事故に注意しよう。
- ・安全速度を守ろう。
- ・出あい頭事故をなくそう。

## 道路専用など

承認(許可)をうけて下さい

雪が消えるといろく／＼な土木関係の仕事が始まります。土木行政の円滑な運営と管理の万全を図るために法律、条例、規則等の次の事項については知事の許可、認可、承認等をうけることが義務づけられておりますので、それらの行為をしようと思ふ方は町役場の建設課に相談のうえ必ず手続をして下さい。無断でされますと罰せられますので十分な注意を。

以下、安塚土木事務所からのお知らせから、特に関係のあるものを掲載いたします。

### ◎道路関係

(1) 道路占用について

道路の占用とは道路に工作物物件又は施設を設け継続して道

路を使用することを云い、例えば水管、水道管の埋設、さく道の架設、広告塔の設置、はさ木の支柱を路肩又は側溝内に立てる等、また占用の目的、期間、場所等を変更する場合、および占用期間が満了し更新の際許可が必要です。

なお、公私問わず横断幕の占用は認められません。

(2) 自営工事について

道路に面して法尻を埋立て宅地を造成し、又は車庫等の乗入道路等を附設する場合は承認が必要です。

### ◎河川関係

河川の使用(一級及び二級河川)について

工作物の新築等)橋をかける場合等)、土地の掘削、形状変更、竹木の流送、流水の占用(水利使用)、土地の占用(水道管、水管の埋設、河川上空架

設、河川敷内の耕作等)土石等の河川産出物の採取については許可が必要です。

### ◎屋外広告物関係

この条例による指定区域は県道柏崎津南線の松代町一般国道二五三号線との分岐点から中魚沼郡津南町一般国道一一七号線との会合点に至る全線、及び一般国道二五三号線松代町柏崎津南線の分岐点から上越市に至る全線で、この沿線に屋外で常時又は一定の期間継続して(一ヶ月に五日以内のものを除く)公衆の目にふれるように掲出表示されたはり紙、立看板、広告板等を掲出する場合、許可が必要です。

なお、許可期間(一ヶ年以内)が満了後引き続き掲出しておきたい場合は、許可期間満了の前日までに継続許可を要します。

## 春の農作業

春も附近に迫り、農耕準備にとりかかる季節となりましたが、まず最初に、種もみが心配ないか調べてみましょう。

種もみ袋に鼠害をうけていないか「チユウ意」しまたビニールの袋に種もみを入れて、口をきつく縛って

ておくと、発芽しない場合もありますので、布袋等に入れ替える必要がありま

## 「種もみ」の準備と消毒

ら、良質米と普通米の価格差が、だんだん大きくなってきましたので、今年では

きるだけ良質米を多く作るよう心がけましょう。また、今年から従来種もみ消毒に使っていた「ルベロン錠剤」は国産の水銀剤で製造禁止となりましたので、松代町では今年度は漸定的に、輸入品で従来使用されたウスブルン錠を使用することになって

います。そこで今回は「すじ播き」までの種もみの準備と消毒について述べてみましょう。

一、塩水選  
近年苗代を廻してみると、苗の

不揃えのものが多く、これはいろ／＼原因はありますが、種もみの選別が悪かった場合も不揃えになります。塩水選は充実した揃った種もみを送別するためのもの必ず行い必要があり、その場合の比重、ならびに食塩の量は次表のとおりです。

区分	比重	水十ℓ当食塩の量
うるち	一・一三	二・六g
もち	一・二〇	二・一

### 二、浸種

浸種は、発芽に必要な水分を十分に吸収させるために行うもので浸漬時間は、積算温度でおよそ一〇〇度であり、つまり水温一〇度なら一〇日間、一五度なら七日間くらい浸種する必要があります。

### 三、種もみ消毒

(一)、液温が低くなると効果がおちるので一五〜一八度とし、薬液の濃度は、ウスブルンの場合水一〇ℓに五錠の割合にします(二)、消毒液は種もみ量以上を準

備し、薬液槽は大きなものを使用し、よく浸漬させます。

(三)、消毒液に種もみを入れる場合は、十分水切りを行ってから浸漬し、袋のまま浸漬する場合は、袋中の空気を出し二〜三回以上袋を上下したり、もみをかきまぜます。

四、ウスブルンのように浸種後(催芽前)消毒する場合は消毒中に発芽を見ないよう注意して下さい。浸漬時間は二〇〜二十四時間です。

(五)、残液は魚毒性が強いので川に捨てないで下さい。

### 四、催芽

浸種。消毒後三〇〜三五度の温湯に一昼夜ほど浸し催芽させますただしこの場合、催芽を急いで高温にならぬよう十分注意いたしましょう。なお「コシヒカリ」「越みのり」などは発芽しにくいので一日程度長く催芽させると発芽が

一にそろってきます。催芽程度は「ハト胸」くらいでよいが、低温期に発芽前立ちを早めるには、これよりやや長めにします。

(松代農業改良普及所)

## 「慣れた火に新たな注意」

4月1日～7日 春の火災予防運動

4月1日から4月7日まで県下一斉に「春の火災予防週間」が実施されます。

これからは、気温もあがり空気が乾燥する日が多くなるため火災が起きやすくなり、ちよとした火でも大火災になる危険性があります。

特に次の点に十分注意して下さい。

- 火を使う器具は手入れがゆきとどき、正しく使いましょう。
- 火を使う場所は常にきれいにしておきましょう。
- 火のあと始末を完全にしましょう。
- たばこの投げ捨てや寝たばこは慎みましょう。
- 外出するときや寝る前には必ず火の元を確かめましょう。
- 病人や子供老人はできるだけ避難しやすい場所で就寝させましょう。

## 林野火災を防止しましょう

“燃やすまい あなた一人の森でない”

これから農作業や山林作業などが始まり、又ハイキングや登山を計画されている方が多いことでしょう。春は気象条件は高温になるとともに乾燥状態になり山火事の危険がいっぱいの時期になります。

林野火災は、年々増加の傾向にあり、原因も山菜取りの人の「たばこ」と「たき火」の不始末によるものが最も多く、一度林野火災が発生しますと地利や水利条件が悪いためいざというとき効果的な消火活動ができませんので大火をひき起すおそれがありますので、次の点に十分注意して下さい。

- 野山でたき火をしたあとは、土や水を十分にかけて消し安全を確かめましょう。
- たばこのすいがらは必ず水たまりにつけるか、土の中に埋めて消して下さい。
- 野焼き、山焼きをするときは必ず松代町役場や松代分遣所に届けて下さい。

町では期間中朝6時と夕方7時に警鐘がなります。春は火災が多発しやすく、また季節風等により大火災になりやすいので、ひとりひとりが火災を防止し町から火事をなくしましょう。

48年

## 春の全国交通安全運動はじまる

4月6日(金)から 4月15日(日)まで

この運動は、歩行者、運転者、運転者の雇い主、その他陸上交通に關係のあるすべての者に交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底をはかることを目的とする。

### ◎運動の重点

歩行者、とくに新入学児童および幼児の事故を防止するため、つぎの施策を中心に事故防止対策を徹底して実施する。

◎スクール・ゾーンの設定促進と定着化。

小学校、保育所を中心としたスクール・ゾーンの設定については

昨年の設定場所、子供の安全を絶対優先させ従来の対策を再検討のうえ、その定着化をはかる

◎母親と子どもに対する交通安全教育の充実。

家庭教育における交通安全教育を促進するため、保護者とともに母親に対して、子どもの交通安全のしつけ方を重点とした交通安全教育の充実をはかる。子どもに対する交通安全指導は、母親のみの指導を重点に行なう

とくに保育所に入っていない幼児については一層重点的に効果的な安全指導の徹底を期する。

◎運転者等に対する交通安全指導

昭和47年中の交通事故発生状況

松代町

件数	11	件
死者	1	人
傷者	20	人

本 県

	47年	46年	増減数	増減率
件数	14,154	14,082	+ 72	+ 0.5
死者	444	410	+ 34	+ 8.3
傷者	18,121	18,458	- 337	- 1.8

昭和47年松代町内で発生した人身交通事故状況

月 日	場 所	道路名	原 因
4・4	峠	県道	見とおしのきかないまがり角の衝突
5・27	千儀	国道	小路より国道に出た耕転機とバイクの衝突
6・26		国道	まがり角でスピードの出しすぎから転落
7・20	松室	国道	幼児の飛び出しと前方不注意による
9・4		国道	幼児の飛び出しとスピードの出しすぎ
10・16	田代	県道	バイクのスピード出しすぎでダンプと衝突
11・8	田沢	国道	わき見運転による転落
11・9	犬伏	国道	バイクがスピードの出しすぎでまがり切れず転倒
11・21	木和田	県道	まがり角で転落
11・23	犬伏	国道	まがり角でスピードの出しすぎによる衝突
12・1	松代	県道	雪のためスリップして転落

の徹底。

運転者等に対しては、歩行者、とくに子供の保護意識を高めるとともに飲酒運転、高速暴走運転等運転者の基本的な交通安全の欠如に起因する交通事故の絶無を期するため、安全指導を推進して、安全運転の励行の徹底をはかる。

。次の表は四七年中松代町で人身交通事故状況です。

昭和47年度交通災害共済組合加入者数

字名	加入者数	加入率	字名	加入者数	加入率
松代	868	50.78%	中子	9	27.27%
小戸	73	43.71	学島	71	53.78
太平	60	48.78	田野倉	80	34.63
菅刈	70	33.30	仙納	64	42.10
田沢	113	69.32	田代	70	48.61
小屋丸	43	65.15	筋平	82	47.39
池之畑	72	68.57	小貫	33	55.00
下山	83	50.00	諏訪峠	21	37.50
千年	230	59.43	寺田	81	38.02
池尻	77	71.29	名平	24	30.00
会沢	90	50.00	蒲生	230	49.89
清清水	76	30.27	儀明	209	54.71
桐山	66	38.82	福島	110	62.50
蓬平	189	55.26	奈良	40	50.00
東山	12	29.26	室野	391	45.78
海老	76	45.50	竹所	47	33.57
犬伏	152	42.93	濁	31	38.27
孟地	42	38.18	峠	114	42.06
片山	29	50.87	木和田	71	37.36
滝沢	21	27.27			

1日1円の掛金です

新潟県交通災害共済に  
家族そろって加入しましょう

交通事故絶滅の願いをこめ交通安全運動が行なわれている甲斐もなく、悲惨な交通事故による死傷者のこゝろが毎日のように報道されております。

この悲しい事故は、いっどこで皆様の家族に、また自分の身にふりかかってくるかも知れません。

昭和四三年九月「不幸な交通事故にあった方へ、会員相互の助け合いによって見舞金を」と、一日一円の会費で、新潟県交通災害共済組合が発足してから五周年を迎えることになりました。

この間この制度に対するみなさまのご理解により年々会員が増加し、昭和四七年度松代町は四、二三名で全人口に対して四七・一七%の加入になり、前年度より五・八二%増加することができました。

町外二名・県外（出稼者）七名で申請中のもの、まだ全治しないものを含むと四六年度を上回る見込みです。

昭和四八年度加入申込の時期になりました。三月下旬区長さん隣組班長さんを通じてお願いいたしますが、申込み方法についてお知らせいたします。

現在加入している家庭については、現在加入しているとおりで役場で申込み書を記載してお届けいたします。家族に異動がありましたら記載例のごとく抹消したり記載したりして現人数の会費をそえて申込み下さい。

新規に加入する家庭ではなにも記載されていない加入申込書に必要事項（記載例参照）を記載して人数分の会費をそえて申込み下さい。申込書は三枚複写です三部提出して下さい。会員証③は後日領収捺印の上お届けいたします。加入できる人は松代町に住んでいて住民票があればどなたでもよい。

加入申込書の記載例 (黒又は青色のボールペンで書いてください。)

昭和48年度 新潟県交通災害共済組合会費払込書(加入申込書)①				会員 番号	
住所 新潟県東頸城郡松代町大字松代		世帯主 氏名		甲野太郎	
氏名	世帯主 の続柄	生年月日	会費	氏名	世帯主 の続柄
甲野太郎	本人	昭和24.11.3	350円	甲野夏子	女
甲野花子	妻	昭和5.1.15	350円		
甲野一郎	長男	昭和17.9.11	350円	甲野再栄	父
甲野京子	長男の妻	昭和18.12.12	350円		
甲野昭一	長男の長男	昭和45.5.3	350円		
昭和 年 月 日			領収印		
右のとおり払込みます。			計 人		
共済期間 昭和48年4月1日(4月1日以後の加入にあっては会費 徴収日付の翌日)から昭和49年3月31日まで			¥ 円		

く年令にも制限がありません。昭和四七年度の部落別加入状況は表のとおりです。この制度の趣旨を理解いただきみなさん全員が加入されるようお願いいたします。

夏子と松代町在住でなくなった場合は抹消して下さい。

新たに加入される方は空欄に記入して下さい。

〔想〕  
〔随〕

親切になった諸官庁

南部老人

私は近年諸官庁の窓口にてむいてみると余りにも職員の皆様が懇切丁寧に指導下さることに気が付きます。私が若かった頃、戦前は官庁の窓口で焦点のぼけた質問などして問いつめられて困っている場面が見受けられたものでした。ところが今日ではどうでしょう。諸官庁は昔いかめしかった警察や法務局関係の役所をはじめ、役場・農協、郵便局等々役所が門戸を開放して、和やかな面談の中にかんで含める如く指導して下さいよ。

(次頁へ続く)

うになりました。戦前の低い教育で基本的な常識として少しは学んだ事も忘れてしまいい、農家育ちの私は生産第一主義の毎日の労働に追われています。事に迫られしぶく泥足を拭って役所の窓口にかけてつけることもありませんが、職員の皆様と対等に話し合ってもできず遂に非常識な質問をして迷惑をかけてしまうこともあります。

私共労働者の社会は勤労と生産が毎日の仕事で、規模や事務的なことに全く弱いということが一般に言えることではないでしょうか。職域の違い、しかも常識に弱い者を捉えて詰問したり責めてみたりすることは幼児の腕をねじるに等しいと思うのです。しかしそれは昔の語り草となりました。諸官庁いたる所の窓口は親切に扱われる



ある女子青年から、次のような投稿がありました。確かに町の人は人情家で親切ですが、その反面、中傷的なことが多いように思います。

町では若い人から一人でも多く町で働いていただくこと、過疎防止に役立っている／＼と施策してはいますが、人心面からも良い環境をつくることも重大なことだと思います。

この投稿をされた人はもちろん町に住む青年はすべて自己の行ないに責任を持ち、よき町発展の後継者になろうと努力されていると思います。

みんなが住みよい町にするために一青年の声を登載しました。

### 「もつと広い心を」

△ある山娘▽

私は二二才の女です。家の事情でもう何年も手伝いをしています。

都会生活から離れ田舎に落ちついて感じた事は、若者に取って住

ようになりました。これはまことによるこぼしい事で感謝いたしています。

私ばかりではなく他人が役所の窓口や机の前で職員と笑顔をかわしながら話を進めている様子は、心にはほのぼのとしたものを感じる。と同時に隔世の感さえ与えてくれます。

かつての戦争は痛ましい傷痕を残しました。そして幾百万という尊い戦争犠牲者を出したことは一大痛痕事であります。その数知れない犠牲者の霊が祖国の後世を平和に導くための尊い置土産であったと私は受け取りたいのです。私共が進みつゝ行く社会民書化を固く守り続けることは、とりも直さず犠牲者に対する回向であり責任であると思っております。

みにくいと言う事です。自由がありそうで実は全々ないのです。それは自然に囲まれ土に働らく事には満足していません。初め、いやいやだったのに女の私でも年々好きになって来ているのです。

田舎の人は人情家で親切です。でもそれも悪く言うとおせっかいすぎたり、好奇心への方が多いのです。一人目が言い初めた話も、三人目あたりでは論に論をかけたように大げさになり、そのため泣かされた人も大勢です。もちろん私もその一人です。

異性との交際に関しても聞いてほしいのです。同級生と立ち話しただけで、かげ口を言われるのです。男も女も同じ人間じゃありませんか、もつと理解して下さい。私の母も今は「結婚を考える人以外つき合うな！」と言うのです。どうして、男女の交際をこう言うふうにするのでしょうか。

都会へ散って行く私の知っている友人の全部が口をそろえて言う事は、「田舎はうるさいからイヤダ！」と言う事です。

これ以上、若者をなくさないために、大人の皆さん、もつと広い心で理解して下さい。

### 電話番号の修正

松代町で発行した「町内電話番号簿」昭和四十七年七月現在を次のとおり修正して下さい。

#### △追加

七四頁 室野 うの部に追加記載  
うらしまや 山岸幸一 五六三六

七九頁 室野 やの部に追加記載  
山岸幸一 うらしまや 五六三六

#### △番号訂正

七六頁 室野 さの部

佐藤熊平 じんばち

五六三六を 五六三九に

全 しの部

じんばち 佐藤熊平

五六三六を 五六三九に

### 詩吟・謡曲同好会会員募集

このたび町総合センターを会場講師に関谷竜平氏(松代屋号たきや主人)を迎えて詩吟・謡曲の同好会が発足することになり、ただいま会員募集中であります。

この会は発会予定を三月二十八日水曜日とし、以降毎週水曜日による町総合センターでおさらいをやる計画です。詩吟や謡曲はみんなと同時に入会しないとなか／＼仲間になれないものです。あなたもどうぞご入会下さい。

申込は

三月二十八日正午までに

町総合センター内

(電話三〇一番)

関谷 昭平へ

### 松代書道教室からのお知らせ

一月末募集いたしました松代書道教室は予想以上の申込者があり講師のみなさまのご努力により順調に学習を進めています。

なお、現在各方面から追加申込があります。会場の収容に限度があり、これ以上増員できませんので、恐縮ですが当分の間新入会をお断りいたします。

# 出稼ぎの夫や父ちゃんへ お手紙を出してください

本年度より労働省が季節移動労働者(出稼者をいう)援護事業として取りあげている一つとして出稼先で町と出稼者の懇談会を去る二月二日の夜から次の事業所で延二三〇名の方々と話合っていました。佐藤染業・三菱製鋼・矢島建設・日本特殊鋼・西原建設・住友軽金属・住金溶接棒・不動化学・日立戸塚・松井組・タカラホール・本多金属青山鉄工・日本毛織・豊臣機工・日本トレーラーモビル・日本電装・松高工務店・の事業所で昼休みと夜の一日二会場の駆け足でしたが皆さんも大変喜んで待っていてくれました。懐しく町の話や仕事の話をして皆さんの仕事や宿舎を拝見し一諸に工場の食堂で会食し寮へも泊めてもらいました。食事の方も殆んど栄養士が計算しカロリー充分なもので量的な制限もなく宿舎も一部ではテレビドラマに出てくるような豪華なものもあり皆さん寒さ知らずです。私共が心配していた出稼者の健康管理の面でも一部の事業所を除いて健康診断も天施済みで各企業共季節労働者に対する健康管理が行届いております。ご安心下さい。私共も懇談会では早速各会社へ改善方をお願いして参り留守家族が安心できる職場とし

てほしいと依頼致してきました。職場でも松代町の人達は本工員と交わぬ働きをし四月は新採用の本工員の良き指導者となり秋は再赴任を首を長くして待っている。又寮生活の態度もきまりの良さやなごやかさで他の人と比較できないほど良く松代町の人達ならどんなに多くきてほしいという寮主任の話等を聞いて出稼のない町の理想を求めながらも現実の誇りとして良いと考えています。

扱って父ちゃん達の願いです。どんな立派な宿舎でも暖かい家庭とは違い寂しさがありません。ふるさとからの便りを待っています。電話はその時々状況は良くわかり話もできるが終ってみるとなんだかものたりないやっぱり手紙が一番だという声がいっぱいです。まだ春まで長いですが早速今夜からでも書いて励ましてやって下さい。

子供さん  
父ちゃんやんは休の日に習字の塾へ行ってらんだと言う人にも何人か合いましたお父さんに負けないよう元気に頑張り学校の様子を知らせて下さい。そして長い冬を声の便りと手紙によりしっかりと結び暖かい春風と共に帰ってくる。「ただいま」の声を待ちましよう。  
(社会課 職業係)

## 七十才以上の方は 受給者証を忘れずに

—— 老人医療費無料化

本年一月一日から七十才以上の方の医療費の無料化を実施しておりますが、お医者さんへかかりに行く時は必ず「老人医療費受給者証」を忘れずに持参して下さい。この受給者証を持って行かないと従来どおり、国保は三割、その他の社会保険は五割の一部負担金を取られることとなります。

「老人医療費受給者証」は皆さんの家庭にある国保又は社会保険の

「保険者証」とともに「老人保健手帳」の中に入れておいてお医者さんにかかる時は必ずこれを持参するようにして下さい。(社会課)

## “人権を守って

明るいよい社会”

みなさんが毎日の生活を営んでいくうえで、人権問題(公害、名誉侵害、家庭・近隣関係、借地借家の問題、差別待遇、交通事故等)や法律上どのようなことかわからなくて困ったりすることがあると思います。そのときは次の人権擁護委員にご相談下さい。

相談は無料で秘密厳守ですからご安心の上おいで下さい。  
相談日は毎月十五日ですが緊急の場合はいつでも受け付けます。  
最寄りの人権擁護委員は

松代 少林寺 佐藤秀雄  
電話 松代四四番

## 家庭児童相談室の利用を

秘密はかたく守ります

お子さんのことで、ご心配のある方はお気軽に相談室をご利用下さい。  
例えば、次のようなことで悩んでいられる方は是非おいで頂きたいと存じます。

- 。学校へ行きたがらない子
  - 。わがままな子
  - 。友達と遊べない子
  - 。強情な子
  - 。知恵おくれの子
  - 。盗み癖やうそをつく子
  - 。学校や保育所で乱暴する子
  - 。夜尿や爪かみの癖のある子
  - 。ことばや手足の不自由な子
- 事の大小にかかわらず専門の職員が相談に応じております。内容についてはかたく秘密を守ります。都合でおいでにならない時は役場の社会福祉係にお話しく下さい。また必要があればこちらからお訪ねいたします。
- 早く気づいて、早く調べて早くなおすことがよい子を育てる要訣だと思います。

相談先 安塚町大字安塚

東頸城社会福祉事務所  
電話(安塚)二二二〇〇八  
家庭児童相談員

月 水 金 本山一子  
火 木 金 岡 実

(社会課)

## ゴミ袋は商店で

ゴミの収集日にゴミを入れて出す袋は、当初は町内で販売している所がなかったので止むなく役場を取扱って来ましたが、今度これを取扱の商店がでてきましたので今後役場では取扱わないことになりましたから商店でお求め下さい

# 家庭と子どものしあわせのために

## 児童手当制度

### 四月から支給範囲がひろがります

#### 一、児童手当とは？

児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり、家庭と社会がともどもに児童の健全な育成に努めることが望まれます。

このための施策のひとつとして児童手当法が生まれ、昭和四十七年一月から実施されています。

この児童手当制度は、国・県・町と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会をなう児童の健全育成・資質向上をはかることを目的としています。

二、児童手当を受けることのできる人は？

支給対象となる範囲がひろがります。

児童手当は、昭和四十八年四月から、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されることになりました。

(1) 十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童であること。

これまでは、三人以上の児童のうち、児童手当制度が発足した昭和四十七年一月一日現在で五才未満の児童（昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童）がいることが必要でしたが、ことしの四月からは、その範囲がひろがって三人以上の児童のうち、ことしの四月一日現在で十才未満の児童（昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童）がいれば支給されるようになります。

(2) その人の収入が、一定の額（たとえば、扶養親族五人の場合二三三万円）この額は、ことしの六月から引きあげられる予定

です。）に満たないこと。

なお、この児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されません。

#### 三、児童手当の額は？

児童手当の月額額は、ことしの四月から、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降の児童で、昭和三十八年四月二日以後に生まれたもの一人につき三、〇〇〇円となります。

四月から新たに児童手当を受けられることができる人と児童手当の額がふえる人との例

3月までは3,000円に【 】の数をかけた額です。  
4月からは、3,000円に【 】と【 】の数をかけた額になります。  
新たに児童手当を受けることができる人  
児童が16才、12才 【7才】の3人の場合  
4月から3,000円×1＝3,000円  
児童手当の額がふえる人  
児童が16才、11才、【7才】、【4才】の4人の場合  
3月までは3,000円×1＝3,000円  
4月から3,000円×2＝6,000円

#### 四、児童手当の支給を受けるための手続きは？

松代町では、四月から新たに該当される方については一月十日から二十五日までに職員が各地区をまわって認定請求書に印鑑をもらいましたが、役場で手落ちがないとは言えませんので該当者でまだ認定請求書を出されていない方がありましたら三月末日までに社会福祉係へ印鑑を持参して手続きをして下さい。

四月以降も、子の出生等で新たに該当するに至った時はその都度手続きをして下さい。

#### 五、児童手当の支給は？

児童手当は、市区町村長が支給を受ける資格があると認定した人に対して毎年度、六月、十月、二月の三回に分けてそれぞれ前月までの分を支払います。松代町では、受給者が指定した金融機関係へ支給月の十五日までにふりこみをしております。

（社会課）

### 戸籍の窓口から

#### 二月受付分（受付順）

おたんじょう  
おめでとう



池田 良子	父豊平 二女(仙納)
柳 正義	父義光 枝長男(松代)
鈴木 修一	父栄一 長男(松代)
鈴木 正和	父幸男 長男(松代)
若月 賢次	父為次 長男(孟地)
本柳 裕之	父邦雄 長男(仙納)
相沢 貴史	父正実 長男(松代)
山本 博之	父吉郎 二男(犬伏)
柳 佳子	父正勝 長女(千年)
佐藤 達也	父則喜 長男(濁)
牧田めぐみ	父貞夫 三女(峠)
おくやみ (死亡)	
山賀 ヒサ	八〇才 (小荒戸)
斉藤常太郎	七七才 (田野倉)
植木 まさ	七三才 (松代)
関谷 藤八	四一才 (〃)
佐藤栄太郎	七七才 (滝沢)
斉木 ナカ	八四才 (室野)
佐藤兼太郎	七八才 (〃)

## 恒例の卓球大会終る

町卓球協会主催の町内卓球大会は二月二五日松代小学校体育館で開催され盛会に終わりました。入賞成績は次のとおりでした。

- ◎団体戦 出場五人組一六チーム
- 一位 県立松代病院チーム
  - 二位 役場△チーム
  - 〃 Bチーム
  - 〃 土木チーム
  - 四位 松代青年クラブ
  - 五位 室野チーム
  - 六位 室野チーム
- ◎個人戦(青年の部) 出場四〇名

- 一位 高橋 宏彰 (病院)
  - 二位 柳 善雄 (役場)
  - 三位 横尾 実 (室野局)
  - 四位 高橋 利雄 (農協)
  - 五位 関谷英一郎 (役場)
  - 六位 関谷 松雄 (卓球マン)
- ◎個人戦(壮年、女子の部)
- 一位 高橋 徳 (高校)
  - 二位 矢代 功 (病院)
  - 三位 鈴木 勤 (高校)
  - 四位 若月 熊次 (土木)
  - 五位 高橋 清 (高校)
  - 六位 関谷ふじえ (役場)
- 〓(出場二一名)

## 郵便局からのお知らせ

### 郵便局へも転居届を!

一年間は転送します

三月から四月にかけては、進学・就職・転勤などで転居される方が多くなります。転居の際には、あなたあての郵便物が迷い子にならないよう、次のことにご注意願います。

#### ※ 転居届は忘れずに

転居届をお出しになると、一年間郵便物を転送しますが、出ていないと差出人に返送されてしまいます。

届出の用紙は郵便局の窓口のほか、町役場の転出入手続きの窓口にも備えてありますので、ご記入のうえお近くのポストにそのままお入れください。

#### ※ 住所は完全に、肩書きを忘れずに書いてください。

アパート、下宿、間借り、同居などの場合は、必ず「〇〇荘」、「〇〇方」などの肩書きを忘れずに書いてください。

また、これらの方々に差し出すときも同様です。

#### ※ 郵便番号の変更も

転居されますと郵便番号も変わりますから、転居通知や、新しく名刺を印刷する場合には、新しい郵便番号を忘れずに記入してください。

### 現金は必ず現金書留で

普通では送れません

現金を送る場合、普通の封筒の中に入れて出す方がありますが、これは法律で禁じられています。もし、普通の封筒の中へ現金を入れて差し出されますと、万一紛失しても補償されなければなりません。郵便局で発見しますと、差し出し人に返送されたりえ、書留料の二倍を支払うこととなります。

現金を直接送る方法としては「現金書留」があります。現金封筒(一枚五円)に入れ、一通につき十万円まで送れます。万一事故が生じた場合には補償されます。

差し出す場合は、ポストに入れないで必ず郵便局の窓口へ差し出してください。また送金される金額を申し出てください。裏面の封かん紙に捺印、または署名をしてください。

### 少額の送金は定額小為替で

料金が安くて便利

少額の送金には「定額小為替」が安くて便利です。

定額小為替は、受験料の場合など願書といっしょに送ることができ、舞金、同窓会費、通信販売代金などの送金にもべんりです。受取人を指定すればその人以外は受け取

れませんから確実に送金できます。また、必ず書留でなくとも普通郵便でも差し出すことができます。定額小為替証書は、百円から百円きざみで千円までと五百円きざみで三千元まであり、送金の金額に応じて組み合わせて送ることができます。料金は一枚につき十円から三十円です。

なお、百円未満のは数金額は、送金できません。

### 安くて便利なミニレター

ミニレターは、郵便書簡の愛称ですが、これは、通信文を書いて折りたたみ、のりしろを貼り合わせるだけで差し出すものです。

料金は一枚二〇円です。通信文はがきの約三倍は書くことができます。全体の重量が一〇グラム以内なら使え、写真(一枚程度)も同封できます。常にお手元において手軽に利用してください。

### あなたの寄稿を

お待ちしております

この広報紙を充実させるため公民館ではあなたの寄稿をお待ちしております。どしどし投稿下さい。この広報まつだいは毎月二十五日に原稿を締切り翌月十日に毎月発行することになっております。

- 一、原稿の内容はどんなことでも結構です。
- 二、四〇〇字原稿用紙三枚程度にお願いします。
- 三、匿名で登載する場合は、その旨ご指示下さい。
- 四、原稿は松代町総合センター内広報まつだいに係へ。
- 五、採用のものには薄謝を差上げます。

### 問答欄

みなさんの知りたいことについて、この欄をおしてできるかぎりお知らせしたいと思います。どしどしお問合せ下さい。

## 4月1日～9月30日 総合センター開館予定

曜日	ひ		る		よ		る	
	9.00	12.00	13.00		15.00	19.30		22.00
月				5月から第1は運転免許更新時講習会 (3階大ホール)				松代青年クラブ、青年団体集会日(3階大ホール)
火		休			休			第1・第3 民踊教室(3階大ホール) 第2・第4 ママサンコーラス(全上) 第5 —休館—
水	第1・第3は清掃日につき 使用できません			第1・第3は清掃日につき 使用できません	この時間は 憩			卓球教室(3階大ホール) 第1・第3 ドレミグループ(2階大会議室) 詩吟・謡曲同好会(1階和室30畳)
木					憩			お茶の会(1階和室10畳30畳) 柔道教室(3階大ホール)
金		憩			いたします			—休館—
土				書道教室(小学校の部14時1階和室30畳と2階大 会議室、中学校の部16時～17時30分2階 大会議室) 第1・第2 図書特別貸出(小学校児童12時～13時) 卓球(14時～17時3階大ホール開放)				書道教室(高校・一般の部 1階和室30畳) 第1・第3 老人クラブ民踊講習(3階大ホール) 5月から第2・第4 レコードコンサート (3階大ホール)

- ◎ 日曜、祝祭日は休館いたします。
- ◎ 前夜使用した室の清掃のため開館は午前9時にしてあります。9時以前に使用したいときは管理者と協議下さい。
- ◎ 記載されているものは定期行事予定です。
- ◎ 総合センター各室の収容人員
  - 1階 和室30畳(50人程度)、和室10畳(12人程度)、調理教室(実習15人程度)
  - 2階 小会議室(16人程度)、大会議室(48人程度)、和室10畳(12人程度)・(2階の図書室・娯楽室は開館時であれば受付へ申出ただけで自由に出入できます、臨時休業の日もありますので電話で確めてご来館下さい)
  - 3階 大ホール(椅子の場合250人程度、ゴザ使用の場合400人程度)
- ◎ 許可なしで酒類を持込み飲まないで下さい。
- ◎ 卓球・ダンス・民踊・体操等には履物を持参し、総合センターのスリッパは使用しないで下さい。
- ◎ 図書室・娯楽室以外はすべて使用申込書を提出していただきます。申込はできるだけ早く出して下さい。
- ◎ 使用料金のいるものについては申込のとき納入していただきます。